

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桐の里

重要事項説明書

[令和7年11月1日現在]

- 1 当施設が提供する介護サービスについての相談窓口は、次のとおりです。
- ・ 電 話 0198-48-2905
(土・日曜日祝日以外の午前8時30分～午後5時30分)
 - ・ 担 当 生活相談員 (社会福祉士・社会福祉主事)

2 当施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 設 置 者	社会福祉法人大迫桐寿会
施 設 名	指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム桐の里
所 在 地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設0372300152 岩手県指令県南広保第162-108号
事業の内容	介護保険法令に従い、入所者の身心の状況に応じた適切な介護サービスを提供します。
法令順守責任者	園 長 峯 村 諭

(2) 職員体制 (運営規程で定めた員数を基準配置とする。)

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	社会福祉士	1名(1)兼務		1名(1)
医 師		名()兼務	1名(1)兼務	1名(1)
事 務 員		3名(2)兼務		3名(2)
生 活 相 談 員	社会福祉主事	2名(2)兼務		2名(2)
介護支援専門員		1名(1)専任		1名(1)
管 理 栄 養 士	管 理 栄 養 士	1名()兼務		1名()
栄 養 士	栄 養 士	1名()兼務		1名()
機能訓練指導員		*看護師1名が兼務		*1名
調 理 員		5名()兼務		5名()
介 護 補 助 員		1名(1)専任		1名(1)
看 護 師	看 護 師	5名()兼務		5名()
介護職員	介護士 介護員	介護支援専門員	4名()重複	4名()
		介護福祉士	17名(3)兼務	17名(3)
		介 護 員	9名(4)兼務	9名(4)

()内は男性再掲

(3) 設備の概要

入所定員		58名（他短期入所8名）	利用者トイレ	5ヶ所
居室	4人部屋	12室（1室 9.6㎡）	静養室	1室（2人用）
	4人部屋	2室（2室 11.5㎡）	医務室	1室（兼看護師室）
	2人部屋	2室（1室 9.9㎡）	食堂	2室（兼機能訓練室）
	個室	6室（1室 14.7㎡）	談話室	2ヶ所
浴室（2ヶ所）		普通浴室・車椅子浴室	相談室	1室（兼会議室）
洗面所		各居室及び共同型計23ヶ所		

3 介護サービス内容

当施設では、入所者の身心の状況に応じて、本体生活棟及び小規模生活棟での生活を提供させていただきます。

(1) 日常の生活日課

6:00	7:40	10:00	12:00	14:00	18:00	21:00
起床	朝食	各種活動	昼食	入浴	夕食	就寝
洗面		趣味/個別		(普通浴)		
着替え		入浴		(特殊浴)		
日中も利用者の身体状態を踏まえて、排泄介助及び見守りや健康管理に努めます。				夜間も排泄介助や巡視及び見守りを徹底します。		

(2) 週間の生活日課

① 本体生活棟（58名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 （特浴） 対象者全員 理容(第2・4)	入浴 （一般浴） 対象者全員 リハビリ	趣味活動 訪問売店 各種活動	入浴 （特浴） 対象者全員	入浴 （一般浴） 対象者全員 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	憩いの日
午後	入浴 （特浴） 該当者	入浴 （特浴） 該当者	入浴 （特浴） 該当者	入浴 （特浴） 該当者	入浴 （特浴） 該当者 回診	入浴 （特浴） 該当者	懇話

② 小規模生活棟（8名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	グループ 活動 リネン交換	入浴 （一般浴）	グループ 活動 リネン交換	グループ 活動 リネン交換	入浴 （一般浴）	グループ 活動	憩いの日
午後	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助 回診	趣味活動 個別援助	懇話

(3) 施設介護サービス計画の作成・調整

当施設では、入所者の自立支援や機能回復及び健康維持を目的に、本人・ご家族と施設の担当介護支援専門員の協議により「施設介護サービス計画」を作成させていただきます。

具体的な日常生活の援助は、個別のサービス計画に沿って提供させていただき、入所者の状況を踏まえて「生活棟」や「居室」の利用方法についても相談させていただきます。

(4) 生活援助

① 食 事

入所者の食習慣・食形態及び健康状態を参考に「栄養と味わい」を基本とした食事の提供に努めます。また、入所者の希望により摂取場所（食堂・居室・談話室）及び摂取時間は自由に選択できます。なお、入所者の日々の健康状態によって、個別に提供する場所及び時間帯を設定させていただきます。

区 分	食 事 時 間	備 考
朝 食	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0	食事以外に「おやつ」として、午前・午後・就寝前に「菓子や飲物」を提供します。
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	
夕 食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	

注) 食後は、歯磨き・義歯の清潔保持を援助します。

② 入 浴

入所者の身体機能に合わせた入浴形態（一般浴・特殊浴）と個別の入浴介助に努め、入浴できない場合は、全身清拭や部分清拭による入浴の代替を援助します。

入浴回数は、2回／週以上を目安に援助します。

区 分	入 浴 時 間	入 浴 日
一 般 浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	火・金曜日
特 殊 浴	1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0	月・木曜日
	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	月・火・水・木・金・土曜日
身 体 清 拭	健康状態により代替	随時設定

注) 特殊浴とは、身体及び健康状態により「椅子式」のストレッチャーで入浴する形態です。

③ 機能訓練

入所者の身体機能や意思に基づき、在宅の生活支援を目的にリハビリ的援助を取り入れ機能低下の予防に努めます。

状況により、専門医師等（医師、理学療法士、作業療法士、看護師等）の訓練や指導に基づき職員が支援させていただきます。

④ 生活相談

生活相談員が窓口となり、入所者及び家族が抱える心配事等の相談を受けます。

⑤ 健康管理

入所者の健康については、看護師による日常の「健康管理」と嘱託医師の定期的な診察により疾病の併発や予防に努めます。

毎週金曜日の「13:30～15:30」の間、施設内で嘱託医師による診察と健康相談を受けることができます。

また、年1回以上の健康診断により病気の早期発見と治療に努めます。

⑥ 介護職員による医療的ケアの対応について

平成24年4月1日以降、関係法令で定められた範囲で、入所者及び家族の同意の上、嘱託医師の指示及び施設の看護師との連携により、介護職員の医療的ケア（痰の吸引及び経管栄養者の対応・管理）を介護職員がおこなう体制を整えました。

ただし、対応可能な介護職員は、関係法令で定められた一定の専門研修を受講し、

岩手県知事の認定を受けた者が対応します。

⑦ 各種行事

入所者との親睦・交流としてお茶会等の定期行事や季節行事があります。

また、入所者の社会参加と生活圏の拡大を目的に各種訪問やボランティア活動を受け入れや外出活動等、地域に密着した交流を実施しています。

⑧ 理容サービス

毎月第2・4月曜日9:00～11:00に大迫理容師組合の方々の訪問協力により理容サービスを実施しております。

利用料金は、下記のとおりです。

理 容 内 容	料 金
整髪と顔毛剃り	2,500円
整髪のみ	2,000円
顔毛剃りのみ	1,500円

4 利用料金（一日あたり）

（1） 基本料金

① 施設介護費（介護保険負担割合証の掲載割合により負担額は変わります）

【令和6年4月1日施行】

要介護度区分	自己負担額（1割の場合）		1ヶ月（30日間）あたりの自己負担額	
	従来型個室	多 床 室	従来型個室	多 床 室
要介護度1	589円		17,670円	
要介護度2	659円		19,770円	
要介護度3	732円		21,960円	
要介護度4	802円		24,060円	
要介護度5	871円		26,130円	

（2） 居住費

利用する居室の形態により「居住費」として負担いただきます。（1日あたり）

居室区分	自 己 負 担 額	月額(30日)負担額	備 考
従来型個室	1,231円	36,930円	個室料と光熱費相当額
多床室(2～4人)	915円	27,450円	光熱費相当額

ただし、入所者に感染症や重篤な精神症状が確認され、医師により「個室の利用が必要」と診断され、やむを得ず「従来型個室」にした場合は、多床室扱いになります。

（3） 食費及び介護保険制度加算

食費「食材料費相当額」と介護保険制度加算は、入所利用日数単位に全員が加算されます。以外は、区分項目に該当した日数が加算対象となります。

区 分	基準額(日額)	月額(30日)負担	備 考
食 費	1,445円	43,350円	食数に関係なく、一日あたりの自己負担額負担となります。

介護保険制度加算関係	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	660円	介護職員の総数のうち、勤続年数が10年以上の介護福祉士を35%以上配置している施設で加算が適用します。
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50円	入所者の心身の状況等の基本的情報を厚生労働省に提出しフィードバックを受け、そのデータをケアの質の向上に活用していることで加算が適用します。（1回/月）
	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13円	390円	要介護度の高い入所者への質の高い介護を夜間も維持するため夜勤職員を基準以上に配置している施設で加算が適用します。
	看護体制加算（Ⅰ）ロ （Ⅱ）ロ	4円 8円 計12円	360円	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応するため、基準以上の看護師を配置の施設で加算が適用します。
	看取り介護加算（Ⅰ） （基準に適合し看取り介護を実施）	72円	最高1,080円	死亡日以前31日以上45日以下
		144円	最高3,888円	死亡日以前4日以上30日以下
		680円	最高1,360円	死亡日以前2日又は3日
		1,280円	1,280円	死亡日
	外泊加算	246円	該当する日数相当	入院及び外泊した翌日から6日間は、外泊扱いとなり加算が適用します。
	初期加算	30円	900円 （30日計算）	新規に入所した場合や入院等で、外泊扱いが30日を越え、再度入所した場合は、入所してから30日間、加算が適用します。
	安全対策体制加算		20円	安全対策を実施する体制が整備されていることで加算が適用します。（入所時1回のみ）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本介護費＋各種加算の月額 ×14.0%＝加算額		介護職員の処遇を改善するため国が定めた基準と当施設が該当する区分で計算した月額が加算されます。

注1) 上記の各種加算以外の法定加算を適用する場合には、個別に詳細を説明して対応します。

注2) 上記の「(2)居住費、(3)食費」については、「介護保険負担限度額認定証」により負担限度額が設定されている入所者にあつては、認定証に記載されている金額が日額の自己負担額となります。

注3) 上記の基本料は、介護保険法で定められた基準額に準拠しています。

(4) その他の料金

① 入院時居室維持費

入所者が医療施設に入院した際は、介護保険法令に基づき入院後3ヶ月以内に退院が見込まれ、退院後も桐の里の生活を希望する場合、居室（ベッド）を確保します。この間、居室（ベッド）を維持・確保するため、次の費用を負担いただきます。

金 額	備 考
246円 (1日あたり)	1) 入院した翌日の7日目から、退院した前日までの日数が適用されます。 2) 適用となった期間内であっても、緊急な短期入所に転用した場合は適用外です。

なお、入院した翌日から桐の里の入所費用「介護費・食事費・居住費等」の請求はありません。

② 出納事務管理料

入所者の「預り金」の日々の出納事務及び各種行政関係の申請代行等の管理に係る費用として、次の費用を負担いただきます。

金 額	備 考
1,500円 (1ヵ月あたり)	1) 入所した月より、1ヶ月の単位で適用されます。 2) 退所した月も1ヵ月単位の適用となります。

なお、「預り金」の管理は入所時に代理人より委任を受けており、入院及び長期外泊においても日々の管理等が継続しているので、出納事務管理料は適用されます。

③ 行事等参加費

バス旅行やドライブ等の行事に参加する場合、施設見学科・食事代の実費分を負担いただくことがあります。ただし、内容は事前に提示し相談させていただきます。

④ 全額自己負担となる費用

入所や者の希望による「物品の購入」や施設が提供する食事以外に「外部から食事」を取り入れる等の場合は、入所者に実費額を負担していただきます。

(5) 入所費用（利用額）の支払い

入所費用の支払いは、翌月の10日以降に「請求書」が発行されます。

お支払いにつきましては「口座自動振替」を基本とし、所定の手続きの上、指定する入所者等の口座からの「自動振替」でお願いします。

また、預り金からの清算では、毎月一定日に支払処理となります。やむを得ず「金融機関からの振込」の場合は、「振込手数料の自己負担」での処理をお願いします。

なお、「現金」でのお支払いは、平日の「午前9時から午後2時」までに、「法人本部事務室（桐の里）」にて手続き下さい。

お支払いされた「請求額の入金及び振替」が確認された時点、現金での入金処理された時点で領収書を発行します。

5 入所及び退所手続き

(1) 入所の手続き（利用開始）

入所を希望される場合は、介護保険証の要介護度認定区分「3～5」の方が対象となり、施設の担当者から説明を受けて「入所申込書」の必要事項を記入し、申込みください。また、要介護度認定区分「1・2」の方については、居宅において日常生活を営むことが困難など、やむを得ない事由に該当すると思われる場合は「保険者に意見を照会」し、「特例入所」に該当すると認められる場合にのみ申込を受

付けます。なお、入所は施設職員と地域住民の第三者で構成する「入所検討委員会」で入所優先順位を検討し、その順位で入所していただきます。入所に際し、施設のサービス内容に同意いただき、入所利用契約を締結させていただきます。

(2) 退所の手続き（入所契約の終了）

次のような場合、施設を退所となります。なお、退所後の生活については、関係機関・施設等の情報提供や連携・調整による支援を協力させていただきます。

① 入所者のご都合によりサービス利用契約を終了する場合

- ☐ 希望する退所日の30日前にまでに申し出ください。代理人の立会いにて契約を解除することができます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ☐ 入所者がお亡くなりになった場合
- ☐ 入所者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援「1」もしくは「2」と認定された場合
- ☐ 入所者の要介護認定区分が、要介護「1」もしくは「2」と認定され、特例入所の要件に該当しない場合。ただし、平成27年3月31日時点で当施設に入所している方については、継続して入所が可能です。

(3) その他

① 入所者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合や、入所者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

または、やむを得ない事情により施設を閉鎖や縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

② 入所者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ入所契約を解除（終了）させていただく場合があります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

① 当施設で提供する入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

② 入所者の人権・人格を尊重し、常に利用者本位のサービスの提供に努めるとともに入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設入所介護サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供します。

また、適切な介護サービスの提供に向けて「一方的な対応や入所者本位の援助に欠けることが無いよう虐待防止及びハラスメント防止」に努め、施設内での言動や対応に注意し、常に専門的な研修や施設内部での意識や質の向上に努めます。

③ 入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。

⑤ 常に、介護サービスの質の管理・評価を実施し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

内 容	備 考 ・ 留 意 事 項
衣類・所持品	衣類は「整理タンス」及び専用の「収納棚」に整理し、所持品類は扉付き床頭台に保管できます。なお、必要な衣類等は、季節毎に入れ替え出来るよう協力願います。また、衣類及び持ち物には、個人の「名前」を記入ください。ペット類の持ち込みは遠慮願います。
貴重品の管理	入所者が「金銭・貴重品」を所持される場合は、整理タンス備え付けの「鍵付き保管庫」に保管できます。なお、事務室の金庫でも預かりできますが、家族等の立会をお願いします。
面 会	7:00～19:00の時間帯で面会が可能です。以外の時間帯に面会を希望する場合は、警備員に申し出ください。 ただし、各種感染症対策により「施設内感染予防」のため「面会制限」が実施される場合は、施設側の要請にご理解いただきますようお願いいたします。
外出・外泊	個人的な外出等については、事前に申し出いただき、家族等の付添いにより外出・外泊ができます。
受 診	定期受診等、必要な受診は施設で対応しますが、状況により家族等の付添いを願うことがあります。体調が変化し緊急受診が必要な場合は、施設の嘱託医師の判断で医療機関を受診します。 なお、嘱託医師が不在の場合は施設の下記「緊急時の対応」に沿って医療機関を受診します。
飲酒・喫煙	令和2年4月1日より受動喫煙防止法が制定されたため施設内での喫煙はできません。 飲酒は、本人の健康状態を含めて他の入所者に迷惑をかけない範囲であれば可能です。
宗教活動	当施設内での布教活動は一切禁止します。
介護用品・設備の使用	入所者の介護用品（車椅子・オムツ類・簡易トイレ等）は、身体状態を考慮して施設から提供します。一般的な設備については、安全な範囲で使用可能です。
衣類の洗濯	衣類等は、施設の業務用洗濯機・乾燥機で処理しますが、素材により施設の機械で処理が難しい場合は、対応できないことがあります。

7 緊急時の対応方法

入所者の容態に変化等があった場合は、嘱託医師等に連絡・上申し必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当施設では、緊急時の受診先として「岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター」及び「岩手県立遠野病院」・「岩手県立東和病院」を予定します。

大迫地域診療センター＝花巻市大迫町大迫13-20-1 Tel0198-48-2211

岩手県立遠野病院 ＝遠野市松崎町白岩14-74 Tel0198-62-2222

岩手県立東和病院 ＝花巻市東和町安俵6区75-1 Tel0198-42-2211

緊急連絡先	1	2
氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		

8 衛生管理

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、に次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。

9 虐待の防止

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。
- (5) 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。

10 身体拘束の適正化

当施設は、原則的に利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本体施設及び各事業所と連携・協働した対策等（指針整備・専門委員会検討・研修訓練等）に基づき、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 施設は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するため法人の専門委員会委員に当事業所の担当者を年度ごとに配置しています。

11 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対し施設介護サービス計画を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を本体施設及び各事業所と連携・協同して策定された当該業務継

続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 防災・防火対策と行動

当施設は、運営する建物や隣接する地域・建造物等に自然災害や火災等の被害が発生した時には、利用者の健康及び生命の安全を最優先して、各種の対応と行動に努めます。

- (1) 防災設備 ⇒ 消火器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- (2) 防災・火災訓練 ⇒ [年間防災・防火訓練計画書]により、定期的に訓練を実施します。
- (3) 防火管理者 ⇒ 法人の管理者にあたります。

1 3 事故発生時の対応

- (1) 入所者に対する介護サービス提供上で発生した事故については、直ちに家族へ連絡するとともに当該市町村及び関係機関に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して摂った処置・対応は記録し保管します。
- (2) 入所者に対する介護サービス提供上で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに対応します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

1 4 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設の入所者相談及び苦情受付
担当 生活相談員 電話 0198-48-2905
- (2) その他
当施設以外に、花巻市及び花巻市大迫総合支所・岩手県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口相談・苦情を申立てすることができます。
☐ 花巻市大迫総合支所市民サービス課窓口 電話 0198-48-2111
☐ 岩手県国民健康保険団体連合会相談窓口 電話 019-604-6700

1 5 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人大迫桐寿会
代表者役職・氏名	理事長 熊谷 仁見
本社所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
電話番号	0198-48-2905

定款の目的に定めた事業	1、介護老人福祉施設の設置経営 2、通所介護事業所の設置経営 3、短期入所生活介護事業所の設置経営 4、居宅介護支援事業所の設置経営 5、その他これに付随する業務
-------------	---

施設・拠点等	介護老人福祉施設	1カ所
	通所介護（日常生活支援総合事業含む）	1カ所

短期入所生活介護・介護予防短期入所介護 1カ所
居宅介護支援 1カ所

16 その他

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の入所にあたり、入所者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
名称 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム桐の里
管理者 峯村 諭 印

説明者 所属 生活相談員
氏名 佐々木 浩 行 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意します。

入所者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印